

## 呉市空家等対策審議会について

### ■ 位置づけ

呉市空家等の適切な管理に関する条例第6条第1項の規定により、平成26年1月1日に設置した第三者委員会（市長の付属機関）であり、学識経験者及び市内警察署の生活安全部門の職員からなる委員により構成され、特定空家等の認定基準や空家特措法第14条の規定による措置の基準、個別案件に係る当該措置の妥当性等について、市長の諮問に応じ、調査・審議を行います。

### ■ これまでの措置等の状況

これまでに、46件の助言・指導を実施し、うち10件について勧告を行いました。

年度	開催日	審議事項
H27	H27. 11. 25	・ 条例による助言・指導を行った物件の今後の対応について〈20件承認〉
	H28. 3. 11	・ 空家特措法による助言・指導の妥当性について〈25件承認〉 ・ 空家特措法による勧告の妥当性について〈10件承認〉
H29	H30. 3. 27	・ 空家特措法による助言・指導の妥当性について〈1件承認〉

### ■ 今後の課題・取組の方向性

周囲に影響を与えるおそれのある空き家については、緊急性を加味しながら、特措法に基づく改善措置（助言・指導、勧告、命令、代執行）を審議会にも諮りつつ適切に活用し、特定空家等の解消に努める必要があります。

## 呉市空家等対策審議会 委員名簿

役 職	氏 名	区 分	専 門 分 野	所 属 等
会 長	篠 部 裕	学識経験者	建 築	呉工業高等専門学校教授
副会長	浅 井 公 子	学識経験者	税 務	浅井税理士事務所
	日 野 真裕美	学識経験者	法 律	山下・長井法律事務所
	村 石 雅 昭	学識経験者	不 動 産	広島県宅地建物取引業協会呉支部長
	武 内 盟 子	学識経験者	建 築	建築士会呉地区支部 事業委員長
	光 重 真 樹	関係行政機関 の職員	警 察	呉警察署 生活安全課長
	速 水 仁 太	関係行政機関 の職員	警 察	広警察署 生活安全課長